

不正競争防止法の一部を改正する法律案要綱

第一 定義の見直し

- 一 他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用した商品を電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為等が「不正競争」に含まれることを明確にすること。

二 この法律にいう「物」には、プログラムが含まれることを明確にすること。

第一 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における救済措置の整備

- 一 営業上の利益を侵害した者が譲渡した物の数量に基づき妥当な損害額を算定する方式を定める」ととすること。

二 使用料相当額の損害の賠償額の認定について、事件の事情を考慮できることとすること。

- 三 被告が侵害の行為に関する物又は方法について否認するときは、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないこととすること。

- 四 侵害の行為を立証するための書類の提出命令等に関して手続を整備することとすること。

五 当事者は、損害の計算をするための鑑定を行つ鑑定人に対して、必要な事項を説明しなければならないこととすること。

六 損害額の立証がその立証をするために必要な事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、相当な損害額を認定できるることとすること。

第二 賞罰則

一 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処することとすること。

二 一の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、記録媒体等を取得し、又は複製を作成して、営業秘密を取得した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処することとすること。

三 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為又は営業秘密の記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、記録媒体等を領得し、又は複製を作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処することとすること。

ととする」と。

四 営業秘密を保有者から示された役員又は従業者であつて、不正の競争の目的で、営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する」ととする」と。

五 一から四までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない」ととする」と。

第四 その他

その他関係規定の所要の整備を行つることとする」と。

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする」と。

二 この法律の施行に伴つ所要の経過措置について規定するとともに、関係法律について所要の改正を行ふこととする」と。

不正競争防止法の一部を改正する法律

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のよつて改正する。

第一条第一項第一号中「若しくは輸入して」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して」に改め、同項第一号中「若しくは輸入する」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する」に改め、同項第十三号及び第十五号中「若しくは輸入し」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し」に改め、同条に次の一項を加える。

8 一)の法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。

第三条第一項中「を含む」の下に「。第五条第一項において同じ」を加える。

第五条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第一項とし、同項の前に次の一項を加える。

第一条第一項第一号から第九号まで又は第十五号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）に関するものに限る。）によつて営業上の利益を侵

害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失によつて自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第五条の次に次の二条を加える。

（具体的態様の明示義務）

第五条の一 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。

ただし、相手方において明らかにある「」などができない相手の理由があるときは、この限りでない。

第六条の見出しを「（書類の提出等）」に改め、同条第一項中「に対し」の下に「当該侵害行為について立証するため、又は」を加え、同条に次の二項を加える。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるとときは、書類の持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 前二項の規定は、不正競争による商業上の利益の侵害に係る訴訟における該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第六条の次に次の二条を加える。

（損害計算のための鑑定）

第六条の一 不正競争による商業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に對し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

（相当な損害額の認定）

第六条の三 不正競争による商業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

第九条及び第十条中「若しくは輸入し」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し」に改める。
第十二条第一項中「（第三号）を「（第一項第七号）に改め、同項第一号から第四号までの規定中「若し

くは輸入する」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する」に改め、同条第一項各号中「又は輸入する」を「輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する」に改める。

第十四条中第三号を第七号とし、第一号の次に次の四号を加える。

三 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は
管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の
禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百一十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）そ

の他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

四 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

五 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

六 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監

事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をつ。) 又は従業者であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く。)

第十四条に次の二項を加える。

2 前項第三号から第六号までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用を妨げない。

第十五条中「前条」を「前条第一項」に改め、「違反行為」の下に「(第三号から第六号までの違反行為を除く。)」を加える。

附則第九条中「若しくは輸入し」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し」に改める。

附則第十条中「(第三号」を「(第一項第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律による改正後の不正競争防止法第六条の三の規定は、この法律の施行前に、第一審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(商標法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のよつて改正する。

附則第十一條第一項中「（第一号に係る部分に限る。）及び第二項、第六条」を「、第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五条の二から第六条の二まで」に、「若しくは輸入して」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して」に、「第五条第一項、第六条及び第七条」を「第五条第一項、第五条の二、第六条第一項及び第三項並びに第六条の二から第七条まで」に、「及び第一項中」を「から第三項までの規定中」に、「同項中」を「同条第一項中「第一条第一項第一号から第九号まで又は第十

五号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいふ。）に関するものに限る。）とあるのは、「第一」条第一項第一号に掲げる不正競争」と、「当該物に係る販売その他の行為を行つ能力」とあるのは「使用の能力」と、同条第二項中「に、「第五条第一項第一号」を「第五条第三項第一号」に改め、「他の登録商標」と「の下に」、同法第五条の一「中」「侵害されるおそれがあると主張する者」とあるのは「侵害されるおそれがあると主張する他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」とを加え、「若しくは輸入する」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する」に、「又は輸入する」を「輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律五百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「第十四条第二号」を「第十四条第一項第七号」に改める。

理 由

我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大、経済社会の情報化等にかんがみ、事業者の営業上の利益を適正に保護し、事業者間の公正な競争を確保するため、損害額の算定方式の見直しその他の営業上の利益の侵害に対する救済措置の充実を図るとともに、営業秘密の不正な使用、開示等営業秘密に係る不正競争に対する罰則を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不正競争防止法の一部を改正する法律案新旧対照条文
不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 「この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、 標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表 示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く 認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使 用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き 渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入 し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品 又は営業と混同を生じさせる行為</p> <p>二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一 若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用 した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのため に展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じ て提供する行為</p> <p>三) 十二 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 「この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、 標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表 示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く 認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使 用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き 渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しく は輸入して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行 為</p> <p>二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一 若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用 した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのため に展示し、輸出し、若しくは輸入する行為</p> <p>三) 十二 (略)</p>
十三	<p>商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用 いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、 製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容 、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、 又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しく は引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気 通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を 提供する行為</p>	<p>商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用 いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、 製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容 、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、 又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しく は引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しく はその表示をして役務を提供する行為</p>
十四	(略)	(略)

十五 パリ条約（商標法）（昭和三十四年法律第二百一十七号）

十五 パリ条約（商標法）（昭和三十四年法律第二百一十七号）

第四条第一項第二号に規定するハシタの範囲内に於ける同種の商品
国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

第二条（差止請求権）
（略）
不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。^{。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。}

（損害の額の推定等）
第五条 第二条第一項第一号から第九号まで又は第十五号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあ

第三条（差止請求権）（略）

2 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

2 第三条（略）
（差止請求権）

不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

つては、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）に関するものに限る。）によつて営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自分が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

（略）

3 | 2 |
第二条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号に掲げる不正競争により自己の営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自分が受けた損害の額としてその賠償を請求することができること。

一～五（略）

4 |
(具体的態様の明示義務)

第五条の二 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成した

2 | 1 |
(略)

第二条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号に掲げる不正競争により自己の営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自分が受けた損害の額としてその賠償を請求することができること。

一～五（略）

3 |
(略)

ものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(書類の提出等)

第六条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 前二項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(損害計算のための鑑定)

第六条の二 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第六条の三 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害

(書類の提出)

第六条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(外国の国旗等の商業上の使用禁止)

第九条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であつて経済産業省令で定めるもの（以下「外国国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国国旗等類似記章」という。）を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の経済産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて経済産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国政府等類似記号」という。）をその外國政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若し

(外国の国旗等の商業上の使用禁止)

第九条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であつて経済産業省令で定めるもの（以下「外国国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国国旗等類似記章」という。）を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の経済産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて経済産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国政府等類似記号」という。）をその外國政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若し

くは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行なう権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(国際機関の標章の商業上の使用禁止)

第十条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ。)と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて経済産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの(以下「国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

(適用除外等)

第十二条 第三条から第八条まで、第十四条(第一項第七号に係る部分を除く。)及び第十五条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

- 一 第二条第一項第一号、第二号、第十三号及び第十五号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品

くは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行なう権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(国際機関の標章の商業上の使用禁止)

第十条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ。)と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて経済産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの(以下「国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

(適用除外等)

第十二条 第三条から第八条まで、第十四条(第二号に係る部分を除く。)及び第十五条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

- 一 第二条第一項第一号、第二号、第十三号及び第十五号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品

若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

二 第二条第一項第一号、第二号及び第十五号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）

三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を不正の目的でなく使用した商品を又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を

若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

二 第二条第一項第一号、第二号及び第十五号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）

三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を不正の目的でなく使用した商品を又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を

譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、
輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する
行為

譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、
輸出し、若しくは輸入する行為

五〇七（略）

2 前項第一号又は第三号に掲げる行為によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

- 一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）
- 二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

（罰則）

第十四条 次の知号のいづれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一・二 （略）
- 三 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第一百二十八号）第二条に規定する不正アクセス行為をいう。）

（罰則）

第十四条 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一・二 （略）

2 前項第一号又は第三号に掲げる行為によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

- 一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）
- 二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）

) その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。

) により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

四 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得する」と。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

五 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得する」と。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

六 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業者であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

七 （略）

2 前項第三号から第六号までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用を妨げない。

三（略）

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条第一項の違反行為（第三号から第六号までの違反行為を除く。）をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に對して同条の罰金刑を科する。

附 則

第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第十四条（第一項第七号に係る部分を除く。）及び第十五条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても三億円以下の罰金刑を、その人に對して同条の罰金刑を科する。

附 則

第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第十四条（第三号に係る部分を除く。）及び第十五条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)(附則第四条関係)

改 正 案

附 則

(不正競争防止法の適用)

第十一條 附則第九条に規定する「以上の登録商標がある場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号、第三条、第四条本文、第五条第一項、第二項、第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第五条の二から第六条の三まで、第七条、第十二条第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第二項、第十四条(第一号に係る部分に限る。)並びに第十五条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの)をいう。以下同じ。」とあるのは「他の登録商標(商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)附則第九条に規定する「以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。」)と、「商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は」とあらるのは「登録商標を使用して他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第二条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争(前条第一項第一号に掲げる不正競争をいう。次項、次条、第五条第二項、第五条の二、第六条第一項及び第三項並びに第六条の二から第七条までにおいて同じ。)」と、同条及び同法第十二条第二項中「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七条中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五条第一項及び第二項

現 行

附 則

(不正競争防止法の適用)

第十一條 附則第九条に規定する「以上の登録商標がある場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号、第三条、第四条本文、第五条第一項、第二項、第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項、第六条、第七条(第一号に係る部分に限る。)及び第二項、第十四条(第一号に係る部分に限る。)並びに第十五条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの)をいう。以下同じ。」とあるのは「他の登録商標(商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)附則第九条に規定する「以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。」)と、「商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は」とあるのは「登録商標を使用して他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争(前条第一項第一号に掲げる不正競争をいう。次項、次条、第五条第一項、第六条及び第七条において同じ。)」と、同条及び同法第十二条第二項中「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七条中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五条第一項及び第二項

第七条中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第五条第一項から第三項までの規定中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同条第一項中「第一条第一項第一号から第九号まで又は第五十号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）に関するものに限る。）」とあるのは「第一条第一項第一号に掲げる不正競争」と、「当該物に係る販売その他行為を行う能力」とあるのは「使用の能力」と、同条第三項中「第二条第一項第一号から第九号まで、第十一号又は第十五号」とあり、同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十二条第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十三条第一項第一号又は第十三号」とあり、同法第十四条第一項第一号又は第十三号」とあるのは「第二条第一項第一号」と、同項第二号中「第二条第一項第一号、第二号及び第十五号」とあり、同法第五条第三項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第五条の二中「侵害されるおそれがあると主張する者」とあるのは「侵害されるおそれがあると主張する他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十二条第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）」とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中「使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合につては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）」とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）」とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示と同一若しくは類似

中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同項中「第二条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号」とあり、同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十四条第一項第一号中「第二条第一項第一号、第二号、第三号及び第十五号」とあり、同法第七条中「害された者」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十二条第一項第一号又は第十三号」とあるのは「第二条第一項第一号」と、同項第二号中「第二条第一項第一号、第二号及び第十五号」とあり、同法第五条第三項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第五条の二中「侵害されるおそれがあると主張する者」とあるのは「侵害されるおそれがあると主張する他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十二条第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）」とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中「使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合につては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）」とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）」とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示と同一若しくは類似

られる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）」とあり、及び同項第一号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）」とあるのは「使用する行為」と、同項第二号中「他人の商品等表示が」と、「商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む」とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」と、「商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む」とあるのは「使用する行為」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者」と、「商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）」とあるのは「登録商標に係る業務を承継した者」とする。

の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為」と、同条第二項中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）」とあるのは「登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同条第二項中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者」と、同項第二号中「他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）」とあるのは「登録商標に係る業務を承継した者」とする。

2 錄商標に係る業務を承継した者」とする。
(略)

2 (略)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）（附則第五条関係）

改

正

案

（定義）

（定義）

現

行

第一条（略）

第一条（略）

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をい
う。

一・二（略）

一・二（略）

三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一條第一項の違反行為に係る同法第十四條第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により供与された財産

3～7（略）

3～7（略）

三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一條第一項の違反行為に係る同法第十四條第三号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により供与された財産

不正競争防止法の一部を改正する法律案参照条文
不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から十年を経過したときも、同様

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(経過措置) 第二条 改正後の不正競争防止法（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法（以下「旧法」という。）によつて生じた効力を妨げない。

二条の経過措置の改正後の不正競争防止法（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法（以下「旧法」という。）によつて生じた事項に新法（以下「第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為に該当するもの）にて妨げない。第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為に該当するもの

特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）（抄）

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

三二 一 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
　　物へプリグラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しを
　　いい、その物がプリグラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又
　　は譲渡等の申出へ譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為
　　物方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為
　　物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若
　　しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
　　この法律で「プリグラム等」とは、プリグラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができ

るよう組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。) その他電子計算機による処理の用に供する情報をあつてプログラムに準ずるものとをいう。

第百二条 特許権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対する停止又は予防を請求することができる。
2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為を請求することができる。

4
実施権の規定期項を侵害した者は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求は、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これに参照酌する。前項へ具体的な態様の明示義務。

第一百四条の二　特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したものとのして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

第一百五条へ書類の提出等)　特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、その書類の持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第一百五条の二　特許権又は専用実施権の侵害行為に係る訴訟に立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずる。第一項に規定する金額を超える損害の賠償の請求は、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これに参照酌する。

二 二 その商標登録出願に係る指定役務が前号の役務に含まれるものであること。
三 一 使用に基づく特例の適用を主張した者が前項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、使用に基づく特例の適用の主張は、初めからなかつたものとみなす。
四 一 出願について新法第十条第一項の規定による商標登録出願の分割があつたときは、もとの商標登録登録出願及び新たな商標登録出願についてしたものとみなす。

一及第用と用項正又し商五す人一三十使十には定使合九へづる百取と
 号び二使、権中競は、品号るの号項七用一不係、役用に条混く特業二特下の特
 中第条用同者「争專輸等」も商に、号権条正る當務にお同特例務十例げ商例
 「第十権法」侵を用出表附の品係第)者 競役該により特を例商と一商が標商
 第五一者第と害い使し示則を等る六第又附争務一係りて例防の標と号標あ登標
 二号項「五、さう用、を第い表部条二は則防とのる他、商ぐ適登も)登つ録登
 条「第と条同れ。権若使九う示分、条通第止自登ものそ標た用録に第録た出録
 第と一、第法る次者し用条。に第第常九法己録の登の登めの出さ三出場願出
 一あ号同一第お項のくしに以人限七一使条のの商に録一録の主願れ十願合に願
 項り又項項四そ、「は、規下のる条項用に適業標限商の出表張のた四にをつに
 第「は中及条れ次と輸又定同業。」第権規用務にる標登願示を商も条よ除いつ
 一同第「び及が条、入はすじ務」第一者定)に録に係。に録に係る)係商係
 号項二第第びあ、同しそる。に並十号のす 係る商がる標る
 又第号二二第る第法ての二)係び二、指る
 は二)条項七者五第、商以「るに条第定二
 第号と第中条「条三他品上と氏第第三役以
 十中あ一「中と第条人等のあ名十二条務上
 三「り項侵「あ一第の表登る、五項、にの
 号第「第害他る項一商示録の商条へ第つ登
 二同一さ人の、項品を商は号の第四い録
 と条法号れのは第中又使標「、規一条て商
 あ第第かた「、六「は用の他商定号本の標
 る一十ら者と侵条不「しうの標をか文登が
 の項二第「あ害及正とたち登、適ら、録あ
 は第条九とるさび競あ商そ録標用第第商る
 「一第号あのれ第争る品の商章す三五標場
 第号一まるはる七)のを登標、る号条の合
 二、項での「お条とは譲録へ商。ま第使に
 条第第「は他そにあ「渡商商品こで一用お
 第二一第「のれある登し標標ののに項にい
 一号号十侵登がいの録、以法容場係、つて
 項及中二害録あては商引外の器合る第いは、
 第び「号さ商る同「標きの一若に部二て、
 一第第又れ標他じ不を渡登部しお分項はそ
 号十二はたにの。正使し録をくいにへ「れ
 「五条第他係登)競用、商改はて限第不ら
 と号第十のる録「争し譲標正包「る一正の
 「一五登商商とへ渡をす装同。号競登
 同と項号録標標、前他若いるそ法)に争録
 法あ第「商権に同条のしう法の第及係防商
 第り一と標者係条第登く。律他二びる止標
 五、号あに又る及一録は以への条第部法に
 条及「り係は商び項商引下平商第二分へ係
 第び「る專標同第標渡同成品一項に平る
 二同二同商用権法一にしじ。三又項「限成商
 項法号項標使者第号係の。年は第第る五標
 第第「第権用又十にるた「法營一十。年権
 一十第一者権は二掲商め「律業号四)法者、
 号四十号又者專条げ標にと、第を中条及律
 中条三中はの用第る権展、六表「へび第專
 「第号「専」使二不者示「十示他第第四用

2 第二百四十六条	方法により、財産上不	人を欺いて財物	前項の方法に	二百四十六条	暴力又は脅迫を	前項の方法により、	二百三十六条	(強盜)	第二百三十五条	他人の財物を窃	第百三十条	正当な理由がないの	受けたにもかかわらずこれら	(窃盜)	第百三十条	(住居侵入等)	刑法明治四十年法律第四百四号
-----------	------------	---------	--------	--------	---------	-----------	--------	------	---------	---------	-------	-----------	---------------	------	-------	---------	----------------

(住居侵入等)
第一百三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
(窃盜)
第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、十年以下の懲役に処する。
(強盜)
第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
(詐欺)
2 第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。
前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

2
含等示む氏為渡の録表目の項の普称し又係商
む表名し目商示的た第普た通又くはる品
略示とをとの的標がでめ二通め名はは材商等
）をあ使たでとなに号名に称同営料標表
使うと用同めな同とく展中称展等一業と権示
と用のあし条にく一あ使示等示を若にす者
あしはるた第展使又る用し使をし普しつる又
るたの商二示用はのし、用普、通くい物はあ
の商他は品項しし類はて輸し通輸にはての専る
は品の中、似役出、に出用類慣原用の
を登自自輸又の他務し又用しい似用産使は
登自録己ら商出は登のを、はい、らのさ地用
録ら商の譲品しそ録登提若自ら若れ嘗れの権他
商譲標氏渡又の商録供し己れしる業て名者の
標渡と名しは若商標商すぐのるく方にい称
にし同を、嘗し品標るは氏方は法つるでと録
係、一使引業く等とが行輸名法輸でい商あ、商
る引又用きは表、為入をで入使て品つ同標
業きはす渡と輸示とをす不表す用慣等て法
務渡類るしあ入を商、含る正示るし用表、第と、
をし似者、るす不品、む行のを行、さ示普十
承、の、譲のる正等商。為目し為若れへ通二同
繼譲登と渡は行の表品）へ的、へして以名条法
し渡録、若、為目示等、同で又同くい下稱第第
た若商同し嘗、的に表と号なは項はる、と一七
者し標項く業とで、示あにく使第表登普な項条
く、第は、あなたとる掲使用十示録通つ第中
とはと二引とるくあ同のげ用し三を商名た一
す引、号渡、の使る一はるして号し標称も号害
る渡、中し同は用の若、不た役及た、等の中さ
し商の項、しはし使正商務び商と、と除商た
の品他た第そたく用競品を第品、と総く。若
た等人め一の商登はす争を提十を同総く。若
め表のに号登品録類るの譲供五譲号称
に示商展中録を商似行場渡す号渡中す、しと
展に品示、商譲標の為合しるにし、る若くある
示係等し自標渡に商、に、行掲、使。しはる
しる表、己をし、品とあ引為げ引用、しく嘗の
、業示輸の不、と等、つきをるきし、は業は
輸務と出氏正引、表同て渡含不渡、と同の、
出を同し名のき、示項はしむ正し、若あ一普害
し承、を目渡そ、第、競、しる若普通さ
、繼又又使用的しのと三自譲、争譲くのし
又しはは用で、商あ号己渡、の渡ははく称た
はた類輸すな譲品る中の若と場若表、はへ他
輸者似入るく渡等の、氏しあ合し示営類ぶの
入、のす者使若表は他名くりにくを業似ど登
すそ商るへ用し示、人をは、あはしのう録
るの品者自すくを他の不引及つ引、普商を商
者商等を已るは不の商正渡びて渡又通品原標
を品表含の行引正登品の同はしは名若料に

(背任) 第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 第二百五十二条（横領）前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律(法律第百二十九号)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

前項に規定する不正アクセス行為とは、次の一に該当する行為をいう。
アカセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アカセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アカセス制御機能により制限されていける特定利用をし得る状態にさせる行為。該アカセス制御機能を附加したアカセス管理者がするもの及び当該アカセス管理者又は当該識別符号を付与する者によるその他の行為。

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができ^{主たる権利}あるものを除き指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されてい^る特定利用をし得る状態^{を付加する}御機能を附加したアクセス管理者がする

三
もとの及び当該行為の管理者の承認を得てするものを除く。次に、同一のアカセス制御機能によりその特定利用を制限され、特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができるもの。又は、指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為。

第八条 第三次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。